

平成21年第2回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成21年6月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第70号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第71号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第72号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第73号	平成21年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第74号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第75号	八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の締結について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第76号	諸津漁港竹ノ浦防波堤(改良)工事請負契約の締結について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	陳情第2号	壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採 択とすべきもの 本会議・不採択
日程第9	陳情第3号	高齢者へのタクシー料金助成に関する陳情	総務文教常任委員長報告・不採 択とすべきもの 本会議・不採択
日程第10	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第11	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第12	閉会中の委員会継続調査の件		申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(25名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君

7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
20番 瀬戸口和幸君	21番 市山 繁君
22番 近藤 団一君	23番 牧永 護君
24番 赤木 英機君	25番 倉元 強弘君
26番 深見 忠生君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 柳原 隆次君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君	副市長 …………… 久田 賢一君
教育長 …………… 須藤 正人君	
壱岐島振興推進本部理事 ……………	松尾 剛君
市民生活担当理事 …… 山内 達君	保健環境担当理事 …… 山口 壽美君
産業経済担当理事 …… 牧山 清明君	建設担当理事 …………… 中原 康壽君
消防本部消防長 …………… 松本 力君	病院事業管理監 …………… 市山 勝彦君
総務課長 …………… 堤 賢治君	財政課長 …………… 浦 哲郎君
政策企画課長 …………… 山川 修君	管財課長 …………… 中永 勝巳君
会計管理者 …………… 目良 強君	教育次長 …………… 白石 廣信君

---

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

本日、白川市長より追加議案2件の送付があり、議事日程に追加いたしておりますので御了承を願います。

---

### 日程第1. 議案第70号～日程第9. 陳情第3号

○議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第70号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから日程第9、陳情第3号高齢者へのタクシー料金助成に関する陳情まで9件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） おはようございます。委員会の審査報告を行ないます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をします。

議案番号、議案第70号、件名、壱岐市附属機関設置条例の一部改正について審査の結果、原案可決。

同じく委員会の審査報告。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告をします。

受理番号、陳情第2号、付託年月日、平成21年6月8日、件名、壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情。審査の結果、不採択とすべきもの、委員会の意見、処置はありません。

また、不採択とすべきものとなった理由について報告をいたします。

本市の奨学金制度は、他の奨学金制度を受けられなかった場合の救済が主たる目的であり、日本学生支援機構等の公的な制度を有効利用してもらいたい。また、併用しての申し込み等が現在まで確認できていない。あわせて、他の主な奨学金制度は、多くの場合、併給が認められていない。仮に、他の奨学金と併用した場合、将来にわたる返済額がふえ、本人の負担が大きくなる。

同じく委員会の審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告をします。

受理番号、陳情第3号、付託年月日、平成21年6月8日、件名、高齢者へのタクシー料金助成に関する陳情。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、処置としてありません。

不採択とすべきものとなった理由につきましては、75歳以上の高齢者の方で自動車運転免許証及び自動車を所有していない方とありますが、免許証及び自動車を所有していない人の把握の

確認が難しい。あわせて平等性、公平性に欠けるという理由でございます。

以上、委員会の報告を終わります。

- 議長（深見 忠生君） これから総務文教常任委員長報告に対し質疑を行ないます。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。  
〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

- 議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。  
〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

- 産業建設常任委員長（赤木 英機君） 委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第71号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案可決。議案第72号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第74号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決。議案第75号八幡浦地区特定漁業整備工事（1工区）請負契約の締結について、原案可決。議案第76号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結について、原案可決。

なお、委員会の意見といたしまして、議案第74号に関しては、予備水源としての価値、購入の必要性は認めますが、長期的かつ広域的な有効活用について十分検討した上で、国、県の有利な補助制度等に取り組みされるよう要望するものでございます。

また、予備水源の水質管理及び周辺の安全対策等にも十分注意されるように要望いたします。

以上でございます。

- 議長（深見 忠生君） これから産業建設常任委員長報告に対して質疑を行ないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。  
〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

- 議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。近藤予算特別委員長。  
〔予算特別委員長（近藤 団一君） 登壇〕

- 予算特別委員長（近藤 団一君） 予算特別委員会の委員会報告をいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱

岐阜議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案番号、議案第73号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）、審査の結果は原案可決であります。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから予算特別委員長報告に対し質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、各案件に対し、討論、採決を行います。

まず始めに、議案第70号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてに対する討論を行ないます。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第70号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正についてに対する討論を行ないます。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第71号壱岐市道路占用料徴収条例の

一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてに対する討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第72号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第73号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第74号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結についてに対する討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第75号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結についてに対する討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第76号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情に対する討論を行ないます。討論はありませんか。音嶋正吾議員。

〔議員（1番 音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（1番 音嶋 正吾君） 私は、同委員会の委員であります。壱岐市奨学金貸与制度の改善を求める陳情に対し、賛成の討論をいたします。





〔議員（2番 町田 光浩君） 登壇〕

○議員（2番 町田 光浩君） それでは、私のほうから、本陳情に対し、反対の討論をさせていただきます。

確かに、不適切な発言があったことは事実でございますが、先ほど音嶋議員も言われたように、総務委員会の席で撤回を了承しております。しかも、その委員会の折に、総務委員の全委員が教育長の発言がこの陳情の採択、不採択の審査には何ら影響を及ぼしていない。教育長が確かに発言はされましたが、判断の材料とは、陳情自体に何ら関係するものではないと判断して陳情自体を判断したという意見が多数でございました。その結果、撤回を認めたわけです。

なぜ、この陳情が不採択になったか。私の考えとしては、この不採択とすべきものとなった理由として、先ほど委員長報告の中にもありましたが、基本的なこの奨学金制度の趣旨としては、各団体の幾つかの奨学金制度がございます。この奨学金制度を受けられなかった場合、万が一にも受けられなかった場合には、市がどうかしようという趣旨で基本的にはつくられた制度でございます。

しかも、金額的云々という委員会の中で議論もありました。申請次第によっては、一般的に借り受けられている金額の倍近い金額も借り受けることができる、そういう方法もあるようでございます。私が一番感じてるのは、ほかのそういった主な奨学金制度の中には、他の奨学金との併用を禁止してございます。併用は認めていないと、はっきりと明記をされております。そこで、こちら側が一方的に併給を認める云々ということではないと。

確かに、貧乏人は進学をしてはいけないのかと。そんなことは絶対にあってはならないと思います。しかし、そういった苦学生、経済的に進学を断念せざるを得ないような状況にある方には、もっとほかの救済措置を考えるべきであって、奨学金の併給をするべきなのかどうかと考えたときには、これは現時点では妥当ではないと、私はそういう判断をしておりましたし、委員会の議論の中で、多くの委員が、そういう似たような考え方をされているんだろうなという感じもいたしました。

と思っておりますので、私は委員長報告に賛成であります。不採択でよろしいと思っております。

以上です。

〔議員（2番 町田 光浩君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ほかに討論はありませんか。9番、田原議員。

〔議員（9番 田原 輝男君） 登壇〕

○議員（9番 田原 輝男君） 私は、この陳情について賛成の意見を述べさせていただきます。

今さっきから委員長報告、そして、2名の方の賛成、反対、いろいろと話されました。私、個

人的にとやかくは申しませんが、今のこの制度につきまして、正直私の胸の中言いますと、やはり今のこの現状の中で行かせたくても行かせられない、行きたくても行かれないという子供さんも家庭的にもいろいろあるかと思っております。それで、私は、よそはどうであれど、私の気持ちとしては、壱岐市独自でこうした制度をつくっていただけないかなと、そういう方向で本当に短いですが賛成の意見です。

〔議員（9番 田原 輝男君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本陳情について採決します。

陳情第2号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、陳情第2号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情は不採択することに決定されました。

次に、陳情第3号高齢者へのタクシー料金助成に関する陳情に対する討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号高齢者へのタクシー料金助成に関する陳情を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本陳情について採決します。

陳情第3号高齢者へのタクシー料金助成に関する陳情について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、陳情第3号高齢者へのタクシー料金助成に関する陳情は不採択とすることに決定されました。

ここで暫時休憩をいたします。

議会運営委員の皆さんは、至急下の会議室にお願いをいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時28分休憩

.....  
〔議会運営委員会 開催〕  
.....

午前10時54分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第2号に対する討論の中で、音嶋議員の発言の中に委員会で撤回された発言に関連するものがありましたので、そのことについては発言の取り消しを命じたいと思います。なお、取り消しについては、議長において後刻記録を調査して処置することといたしたいと思います。

音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 議長、今の発言の趣旨を再度かみ砕いて説明をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 委員会で撤回された発言に関連するものがありましたので、そのことについては発言の取り消しを命じるということですね。委員会で撤回されたことに関するものがありましたので、そのことについては発言の取り消しを命じます。そのことをございます。

なお、その取り消しについては、後刻、記録を調査しなくてはわかりませんので、そのようなことで処置をすることとしたいというふうに思いますので、その辺についてはよろしくをお願いいたします。

---

#### 日程第10. 諮問第3号～日程第11. 諮問第4号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第10、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第11、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第3号及び諮問第4号の提案理由を申し上げます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、勝本町立石仲触の人権擁護委員、品川嘉里氏が、平成21年9月30日をもって任期が満了となりますので、後任として勝本町百合畑触、鳥巢修氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案をいたします。

諮問第4号につきましては、郷ノ浦町片原触の人権擁護委員、久田清文氏が、平成21年9月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案いたします。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元の別紙参考を御参照願います。御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行いません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行いません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号及び諮問第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、各議案に対し討論、採決を行います。

まず初めに、諮問第3号に対する討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行いません。

本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

次に、諮問第4号に対する討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

---

### 日程第12. 閉会中の委員会継続調査の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第12、委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の調査中の時点について、会議規則第104条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

---

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了しました。ここで市長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6月2日から本日まで15日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、可決、御承認を賜りました。議員各位におかれましては、連日にわたる御労苦に対し衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、

市政運営に当たる所存でございます。

さて、議員の皆様方には、本定例会が任期中最後の定例会となったわけでございます。今期限りで御勇退され、後進に道を譲られる方、あるいは、次期選挙に立候補の決意を新たにされている方がおられます。

振り返ってみますと、平成17年8月合併後初の市議会議員選挙において、見事に御当選され、今日まで壱岐市の発展、そして、本市が抱える大きな課題解決に向け御指導、御協力を賜ってまいりました。

昨年4月に私が市長になりましたからも、ともに壱岐市を良くしようという志を胸に、議員皆様方と議論を尽くし、叱咤激励をいただきながら、市政運営に取り組んでまいりました。今、これまでの多くの思い出が脳裏をよぎってまいります。

御勇退される議員の皆様方には、これまでの御指導、御労苦に対し心から敬意と感謝を申し上げますとともに、健康に十分御留意いただき、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。

また、次期選挙に臨まれる方には、全員がそろって御当選され、再びこの議場で壱岐市の発展のため議論を展開できますことを心から願っております。

さて、本定例会におきましては、病院改革等、本市が抱える大きな課題解決に向けた第一歩となる取り組みなど、その一端を御報告させていただきました。また、実現までには、相当の困難が横たわっている（仮称）壱岐看護専門学校誘致もでございます。私は、市政をおあずかりして2年目を迎えておりますが、ことしは壱岐の将来を占う正念場の年だと思っております。

人は、あすの希望が見えれば、きょうの苦労は我慢ができると信じております。また、新しいものを生み出そうとすれば、必ず生みの苦しみが伴います。しかし、安穩と座しては何も生れません。「勇気をもって第一歩を踏み出す」これが今私に求められているもの、市民が私に求めているものと確信するものでございます。

私は、「希望の島、壱岐」を創出するために、いかなる試練にも立ち向かう覚悟がございます。今後とも市民皆様及び議員皆様方の期待にこたえるべく、不退転の決意をもって全力で市政運営に当たってまいります。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。（拍手）

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして平成21年第2回壱岐市議会定例会を閉会いたします。

午前11時04分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

副 議 長 倉元 強弘

署名議員 赤木 英機

署名議員 音嶋 正吾

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員